

富山市先端設備等 導入加速化支援事業補助金

富山市では、市内中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の強化を図ることで、賃上げ環境の整備に繋げるため、労働生産性の向上に資する設備投資を支援します。

制度概要	富山市の認定を受けた先端設備等導入計画に基づく設備投資を行う中小企業等に対し、事業に要する経費の一部を補助するものです。
補助対象者	<p>次の要件を全て満たす者</p> <p>(1)先端設備等導入計画に係る認定申請又は変更に係る認定申請（新たに先端設備等を追加する場合に限る。）を令和8年2月2日以降に行い、富山市の認定を受けていること。</p> <p>(2)先端設備等導入計画において、雇用者給与等支給額の増加率が3.0%以上となる賃上げを実施する方針を従業員に対して表明していること。</p> <p>(3)市税を滞納していないこと。</p> <p>(4)みなし大企業でないこと。</p> <p>(5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものないこと。</p>
補助対象経費	富山市の認定を受けた先端設備等導入計画に記載され、かつ補助金の交付決定日以降に着手する先端設備等の導入に要する経費（消費税額、地方消費税額及び振込手数料を除く）
補助率	補助対象経費の1/2
補助限度額	500万円

補助金の申請及び実績報告受付期間

令和8年2月2日（月）から令和9年1月29日（金）まで

※期間内であっても予算の上限に達した時点で申請受付を終了します。

※交付決定前に事業に着手(発注等)した場合は補助対象となりませんのでご注意ください。

本補助金の詳細については市HPをご確認ください。

<https://www.city.toyama.lg.jp/business/shokogyo/1010600/1018139.html>

<お問い合わせ先>

富山市商工労働部商工労政課商工業振興係

TEL：076-443-2070



「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」活用事業